

青年部第40回総会

11月14日金曜日に、第40回青年部総会を行ないました。

年間活動の振り返りと今後の方針について共有でき、大変有意義な時間となりました。

今後の活動や取り組みをより良くしていく為に、青年層の積極的な参加と行動が欠かせないという思いを、改めて強くしました。

今年度は運営委員の人数が少なくなりましたが、仲間と力をあわせて青年部、さらには大阪支部全体を盛り上げていきたいと思います。

(青年部長 船津 泰和)



2025年度青年部役員体制

部 長	船 津 泰 和	(大阪榎頭T)
副 部 長	稲 葉 拓 磨	(此花荷役)
副 部 長	平 澤 悠 磨	(大正埠頭)
事務局長	佐久原 海	(大 商)
運営委員	増 田 圭 佑	(朽木協鐵)
運営委員	安 部 秀 紀	(朽木協鐵)
運営委員	山 本 光 伸	(大阪榎頭T)
運営委員	中 野 聖 也	(大阪榎頭T)
運営委員	鯉 江 尚 貴	(加藤運輸)
運営委員	片 山 拓 真	(此花荷役)
青対部(執行部)	横 山 貴安基	(スミサク)

安全衛生委員会定期総会

11月19日(水)17時より2025年大阪支部安全衛生委員会定期総会が、地本第2・3会議室で開催されました。

議長に大正埠頭分会の高城委員を選出し、支部代表の横山副執行委員長からは熱中症対策や腰痛など、専門的な知識が必要な委員会なので頑張ってもらいたいと激励の言葉がありました。私のほうからは、育児介護休業等制度協定の全社締結を目指すこと、地球温暖化による熱中症問題について、多発する自然災害や特定外来生物問題について発言し、あいさつとし

ました。

第1号議案から第3号議案まで、古井事務局長から一括提案され、質疑応答の後、満場一致で採択されました。新役員選出に移り新役員体制案も満場一致で可決されました。最後に、田村事務局長より、

みんな1年間頑張っていきましたと閉会のあいさつがあり終了しました。

また、今期で退任となる朽木協鐵分会下村委員、大商分会津村委員、此花荷役分会金津委員お疲れ様でした。

(安全衛生委員会委員長 関谷 和人)



官 労 使 合 同 防 災 勉 強 会 & 避 難 訓 練 (大 阪 ・ 舞 洲)

だんけつ

第 397 号 2025 年 11 月 26 日



発 行
大 阪 市 港 区 築 港 1 - 1 2 - 2 7
全 日 本 港 湾 労 働 組 合 関 西 地 方 大 阪 支 部
発 行 責 任 者 陣 内 恒 治

おおさか総がかり集会



11月3日、「戦後80年事実に向き合い不戦の誓いを！憲法9条を守り平和のバトンを手わたそう」をスローガンとして、おおさか総がかり集会が、中之島公園女性像前にて開催され、2500人の市民が参加しました。

集会は、ひふみ礼さん(シンガーソングライター)によるオープニングライブで始まり、開会のあいさつは、山本健治さん(止めよう改憲！おおさかネットワーク共同代表)から「11月3日は明治天皇の誕生日であったが、戦後の国会が、5月3日を憲法施行日に決め、その半年前の11月3日に公布日を決めた。私たちは、平和と人権を育てた憲法を守り抜き、絶対に軍拡と改憲を許さない」と力強く話されました。

つづいて、京都大学の高山佳奈子さんからのメインスピーチでは、ユーモアも交え、現実の分析と対処についてお話しいただきました。

また、冷静に事実は何か？ソース(情報の出処や根拠)は何？と確認しながら、謙虚に歴史に向き合い続ける事の重要性を語られました。



市民アピールでは、「GAZA 虐殺やめろ！堺市民スタンディング」が55回を超え継続されている堺市のとりくみ、「核兵器廃絶」を願って粘りつよく活動をつづけられている寝屋川市の被爆者のおふたりの訴え、そして非人道的な入管行政を告発して活動している学生団体「TRY」からスピーチがありました。

立憲野党4党も揃い踏みし、立憲民主党衆議院議員の尾辻かな子さん、日本共産党衆議院議員の辰日孝太郎さん、社会民主党副党首で前参議院議員の大橋ゆうこさん、れいわ新選組衆議院議員の大石あきこさんがスピーチされ、最後に参加者全員で「生かそう憲法」「とめよう大軍拡」のポテッカーを掲示しました。

憲法といえば、条文の表現が難しく関心を持つ人は少ないと思います。また、自分とはあまり関係のない法だと考える人も多いかもしれません。しかし、私たちに今、さまざまな権利や自由が保障されているのは、現在の憲法が存在している日本に生まれたからです。もし現代の軍事独裁国家に生まれていれば、軍事政権を批判して投獄されたり、戦場に送り込まれ戦死するかもしれません。今の日本には日本国憲法があり平等や自由が保障されているので、私たちは奴隷ではないし、政府批判も許され、徴兵制もありません。

憲法には、私たちが自由に考えたり(思想の自由)、モノを言ったり(表現の自由)、学んだり(学問の自由)、働く(労働者の権利)など、私たちにとても大変大事な権利・自由を保障しています。その大切な憲法に関心を持ち常日頃から改悪されて自由を奪われないように注視していくことが重要です。

(書記長 吉駒 真一)

不当判決！

— 労働運動に大きな影響 —

11月18日、大阪高裁で「大津コンプライアンス第一事件」の判決があった。この事件は労働者が安全、安心して就労できるために実施されたコンプライアンスが威力業務妨害と事件化されたものである。事実、4つの現場ではアウトリガーを最大限張り出していない（労働安全衛生関連法規違反）、道路使用不届けや整備不良車両（道路交通法違反）などの啓蒙活動を違法とし、実際に違反をしていたゼネコンには「軽微な違反に因縁をつけられた被害者」と国家権力と司法が守るというまったく理解のできない事件である。



この様な労働法以前の不当事件から関生支部の仲間を支援するための集会とデモが、若松浜公園で150名参加の下、開催された。参加者は寒風が吹く中、反弹圧実行委員会からの主催者挨拶、湯川裕司関西生コン支部委員長から「どのような結果になろうとも関生支部は支援者と共に闘い抜く！」と

言う決意を込めた報告を受け、その後、各実行委員会、労組、団体から連帯のアピールが発言され、裁判所ぐるぐるデモへと行動が展開された。

13時45分から始まった傍聴を求める抽選には、広域協の動員者を合わせ300人が集い、86席を競うこととなった。公判は予定以上の人数が抽選を求めたことで開始時間を遅らせての開廷となった。

信じがたい判決！

一審の大津地裁では湯川委員長に懲役4年の実刑に対し、大阪高裁の石川恭司裁判長は恐喝に関しては一審の判決を破棄し「無罪」。しかし、「コンプラ活動は威力業務妨害などに当たる」とし、有罪を維持した不当判決であった。



その結果、湯川委員長は懲役3年・執行猶予5年と実刑は回避された。この結果を受け関生支部は

「産業別労働組合として必須」なコンプラ活動は有罪とされたことから、最高裁に上告すると報告があった。



大阪支部としてこの判決は、到底納得できないことは当たり前だが、今後の運動に大きな影響を及ぼす危機感拭えない。支部の長い歴史を振り返ってみても、コンプライアンス活動は労働者が安心・安全に働ける職場であるかどうかを、安全衛生委員会が定期的に、調査・点検している。この活動があるからこそ私たちが気持ちよく安心して働けるのである。また、労使紛争になった時には、団体行動権の範疇で法令違反などの監視を強めることで、労使合意をまとめる戦略として当たり前の取り組みとして持ち得て来たことは言うまでもない。そもそも、企業として法令違反はしてはならない事であり、ましては見過ごしてはならないのは社会通念上当たり前のことである。

しかし、今回の判決は法を重視して裁く裁判官が、法令違反をした側を守ると言う信じがたい判決であった。

(執行委員長 小林 勝彦)

中央トラック部会

第1回全港湾 中央海コン・トラック合同対策会議が、11月12日～13日にかけて、東京・蒲田の日港福会館2階会議室で開催されました。中央本部・畠山副委員長をはじめ、全国から24名が参加し、トラック産業をめぐる現状と課題、今後の取り組みについて活発な議論が行われました。

はじめに、松永中央書記長より、トラック産業の現状や来春闘に向けた賃上げ方針・要求額の検討状況について報告がありました。続いて、各支部より活動報告や課題の共有が行われ、港湾局交渉の到達や地域課題を踏まえた意見交換が行われました。

学習会として「交運労協の当面の課題と取り組み(トラック関係)」では、交運労協・蒔田純司事務局長から、業界の情勢や制度改正への対応について講義があり、全体で今後の取り組みを深めました。

— 課題整理と 今後の取り組みを確認 —

各地方からの報告を行ったのち、私たちは支部での業種別交渉があるため退席しました。残る参加者には、畠山中央副委員長による「トラック物流産業の現状と今後の取り組みについて」の学習会が行われ、質疑応答を含め活発な議論が交わされました。

また、今後の要請行動、および



2026年度部会日程について協議し、要請行動を、26年6月3日・4日に実施することを確認しました。

— 大阪交運労協定期総会 —

11月7日、近畿交運労協総会と11月21日、大阪交運労協第36回定期総会が開催されました。中央本部のまとめを報告しました。



第36回定期総会では、持続可能な交通運輸・観光サービス産業の確立と、多様性・包摂性のある社会づくりをめざす向こう1年間の方針を確認した。

2025年は物流政策が大きく前進した年であり、4月には改正物流効率化法・貨物自動車運送事業法の一部が施行され、来年には一定規模以上の特定事業者への措置も始まる。これにより、荷待ち・荷役時間の削減や適正運賃収受、価格転嫁の円滑化が期待される。

また、第217回通常国会では改正下請法とトラック適正化二法が成立し、発荷主による優越的地位の濫用防止やドライバーの適切な賃金確保が制度的に強化された。私たちはこれらの法改正を追い風に、処遇改善と持続可能な物流の実現をめざしていく。



— 共有された課題 —

1. 大型車両・トレーラーヘッドのブレーキアシストが誤作動し、急ブレーキとなる事例が多数報告されていることから、引き続き注視して同様の症状が発生した場合、報告すること。
2. 関東地方で海コントレーラーの台車を切り離し違法車両など、安全・コンプライアンスをめぐる課題が発生していること。
3. 標準的運賃廃止に伴い、国土交通省が適正原価の順守義務を2028年度までに定めるが、物価高の状況が続くコストの上昇とあるべき賃金の収受が遅れている状況を考えると早期の義務化を要請する。

これらの課題を、車両部会26春闘討論集を、12月14日に開催し、課題の共有と春闘要求をまとめますので、各分会の参加をお願いします。

(車両部会長 南野 一樹)